

社会福祉法人すこやか福祉会

介護職員初任者研修会(通学・通信)学則

- 第1条 事業者の名称及び所在地
名 称 社会福祉法人 すこやか福祉会
住 所 福島市冲高字中島 14-1
- 第2条 研修の名称及び形式
社会福祉法人すこやか福祉会介護職員初任者研修会 (通 学 ・ 通 信)
- 第3条 研修課程及び形式
介護職員初任者研修課程、通学及び通信課程形式
- 第4条 開講の目的
社会福祉法人すこやか福祉会は高齢化社会を迎え、高齢者や障害を持つ方々が健やかに安心して暮らせるよう各種福祉サービスに取り組んでいる。「介護職員初任者研修会」はその一環として実施するもので、多様なニーズに応える介護サービスに必要な知識、技術を有する人材を育成し地域に貢献することを目的とする。
- 第5条 研修期間 令和3年度事業計画
第8期 令和3年11月6日～令和4年1月29日
- 第6条 研修日程及び講師氏名
福島県介護員養成研修事業実施要綱に基づき、研修カリキュラムは別紙の通りとする。
- 第7条 講義及び演習の実施場所
社会福祉法人すこやか福祉会 すこやかの里おきたか
- 第8条 実習施設
社会福祉法人すこやか福祉会
すこやかの里特別養護老人ホーム、すこやかの里デイサービスセンター
北信デイサービスセンター
中央法規出版株式会社 介護職員初任者研修テキスト
- 第10条 対象者、受講資格 (人数)
福祉や介護に関心のある福島市、伊達市、に居住する一般市民を対象とする。
人数多数の時は、事前提出書類又は面談で選考する。(人数 20 名)
- 第11条 受講手続き及び本人確認
受講手続きは、受講決定後定められた日時までに受講料を納める。
受講決定者は本人確認の為、運転免許証・健康保険証・パスポート・戸籍謄本・戸籍抄本・住民票等(発行後6ヵ月以内のもの)の公的証明書を開講前日までに提示をする。

第12条 受講費用及び支払い方法

福島市または伊達市に居住する一般市民ですこやか福祉会が受講を認めた者
受講料 60,000円（福島県地域医療介護総合確保事業の補助金を受ける場合、無料。
但し、講座を修了出来なかった場合、全額自己負担となります。）
教材費 7,500円 開講日に収める。

第13条 解約条件及び返金の有無

受講料、教材費の払い込み後、受講生からの解約の申し出があった場合、受講前日まで
は解約事務手数料として1万円を徴収し残金を返金する。
開講日以後の解約及び返金は不可とする。

第14条 研修修了の認定方法

介護職員初任者研修修了評価方法 （別紙）

第15条 欠席、遅刻及び早退の取扱いと補講について

遅刻・早退は欠席と見なす。
欠席者は当法人及び他事業所での欠席科目の研修を受け出席証明書を当法人に提出しな
くてはいけない。
補講費は受講生負担とする。

第16条 課程編成責任者

社会福祉法人すこやか福祉会本部介護職員初任者研修担当石川則子が執行する。

第17条 法人の苦情相談窓口・連絡先

苦情受付担当者 丹治千絵美 電話 024-552-1377

第18条 事業所の苦情相談窓口・連絡先

苦情受付担当者 鈴木 睦美 電話 024-552-1377

第19条 その他受講に係る注意事項

1. 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
2. 受講者等が実習で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者に指導を行なう。
3. 修了証明書の再発行は本人確認後実費（1,000円）で発行する。